キャッシュ・フロー計算書

（令和６年４月１日～令和７年３月31日）　（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 31,424,205,424
	人件費支出	△ 37,038,899,493
	その他の業務支出	△ 1,192,721,591
	運営費交付金収入	17,079,757,000
	授業料収入	6,117,575,263
	入学金収入	512,058,200
	検定料収入	157,269,800
	附属病院収入	39,189,643,148
	受託研究収入	2,727,016,264
	共同研究収入	693,727,293
	受託事業等収入	762,474,439
	補助金等収入	4,439,319,336
	寄附金収入	2,328,930,546
	科学研究費助成事業等預り金純増減	32,295,905
	奨学金貸付金純増減	2,670,700
	その他	1,692,125,041
	小計	6,079,036,427
	業務活動によるキャッシュ・フロー	6,079,036,427
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	定期預金の預入による支出	△ 48,950,000,000
	定期預金の払戻による収入	48,950,000,000
	有価証券の取得による支出	△ 200,000,000
	有価証券の償還による収入	100,000,000
	有形固定資産及び無形固定資産の取得による支出	△ 5,104,027,641
	有形固定資産及び無形固定資産の売却による収入	492,500
	施設費による収入	1,943,069,878
	小計	△ 3,260,465,263
	利息及び配当金の受取額	76,160,069
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,184,305,194
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	大学改革支援・学位授与機構債務負担金の返済による支出	△ 461,855,385
	長期借入れによる収入	617,287,000
	長期借入金の返済による支出	△ 1,506,726,000
	リース債務等の返済による支出	△ 1,001,830,998
	小計	△ 2,353,125,383
	利息の支払額	△ 99,124,048
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,452,249,431
Ⅳ	資金に係る換算差額	110,519
Ⅴ	資金増加額	442,592,321
Ⅵ	資金期首残高	11,621,367,764
Ⅶ	資金期末残高	12,063,960,085

利益の処分に関する書類（案）

（令和　年　月　日）　（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		177,738,338
	当期総利益	177,738,338	
Ⅱ	利益処分額		
	積立金	177,738,338	
	国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額	0	177,738,338

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂）及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂））（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しています。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として期間進行基準を採用しています。

なお、「基幹運営費交付金（ミッション実現加速化経費）」及び「特殊要因運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指示に従い業務達成基準あるいは費用進行基準を採用しています。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しています。耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としていますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物：６～50年　構築物：８～75年　工具器具備品：２～20年

なお、受託研究収入等で令和４事業年度以前に購入した資産および当該研究の終了後に他の目的に使用することが困難な資産は、当該研究期間を耐用年数としています。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第86）に係る減価償却相当額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しています。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しています。なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいています。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

役員並びに国立大学法人法附則第４条に規定する教職員及びその後任補充者等（以下「承継職員等」という）に係る賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。